全Ｌ協保安・業務Ｇ８第２４号
令和８年５月１日

正 会 員 各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程等について　（お知らせ）

標記につきましては、カセットこんろ等の複合品や五徳（ごとく）のない調理器具の普及に伴い、安全基準の明確化を図るため、今般、関係する２つの通達が改正されました。

これに基づき、経済産業省より当協会に対し周知依頼がございましたので、お知らせいたします。改正の詳細につきましては、別添の資料をご確認のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

以 上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　北邨、國坂

別添

経 済 産 業 省

公　印　省　略
２０２６０３２６保局第２号
令和８年４月１日

一般社団法人全国ＬＰガス協会
会長　殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程等について（通知）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程等を別添のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。

（お問合せ先）
責任者　：経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ
　　製品安全課　課長　森本
担当者　：日野
ＴＥＬ　：03-3501-4707（直通）
メール　：bzl-psd-gas@meti.go.jp

受付
'26.4.30
一般社団法人 全国LPガス協会

各都道府県、市
関係団体
　ガス用品（液化石油ガス器具等）ご担当者 殿

日頃より、ガス用品の安全行政につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当方が所管しております下記2文書について、添付のとおり改訂いたしましたのでお知らせいたします。

ご不明な点等がございましたら、末尾に記載の問い合わせ先までご連絡いただければ幸いです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

＜改訂を行った2文書＞

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について
・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

＜改訂の背景＞

近年、カートリッジガスこんろとガスストーブの組み合わせなどの複合品の液化石油ガス器具等や、「カートリッジガスこんろ」の五徳（ごとく）なし調理器の使用が増えていることを踏まえて、令和7年9月30日に開催された産業構造審議会製品安全小委員会にて、液化石油ガス器具等の技術基準における複合品等の取扱いを明確にすることを審議した。

製品安全小委員会において、委員から賛同を得られたことも踏まえて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（以下、「液石法運用解釈」という。）及び、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（以下、「液石法技術的内容」という。）の2つの通達について、所要の改正を行う。

（ご参考）令和7年9月30日　産業構造審議会製品安全小委員会　資料3
https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/024_02_00.pdf
※関係箇所は22～23ページに記載のある「液化石油ガス器具等の技術基準における複合品等の取扱い明確化」になります。

また、カートリッジガスこんろにおいて、ガス通路の閉止に関して新たな機能が備わった製品が流通していることを踏まえて、液石法技術的内容について所要の改正を行う。

（ご参考）令和8年1月22日　産業構造審議会製品安全小委員会　資料3
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/seihin_anzen/pdf/019_03_01.pdf
※関係箇所は24～25ページに記載のある「カートリッジガスこんろに係るボンベ接合時の要件見直し」なります。

さらに、液石法運用解釈において、通達の名称及び一部JIS規格の名称修正を行う。

＜改訂の内容＞

（１）複合品の取扱いについて

電気用品における取扱いを参考に、以下の内容を追加し、所要の改正を行う。

① ２以上の機能を有する場合は、それぞれの機能に係る技術上の基準を適用する。

② 他方、事業届出の区分及びPSLPGマークの表示については、①の主たる用途（最大ガス消費量など）の区分・表示をもって足りることとする。ただし、特定液化石油ガス器具等（菱形PSLPGマーク表示、自主検査に加え、第三者機関による適合性検査が必要）とそれ以外の液化石油ガス器具等（丸型PSマーク表示、自主検査のみ）の複合品の場合は、前者の区分・表示とする。

（２）「カートリッジガスこんろ」の五徳（ごとく）なし調理器の明確化

菱形PSLPGマークの対象である「カートリッジガスこんろ」に、五徳（ごとく）を用いない加熱調理器具も含まれることを、当該通達に追記し、所要の改正を行う。

（３）ガス通路の閉止機能について

現行規定の「器具栓」は、カートリッジガスボンベ装着時に、液化石油ガス通路を閉止する機能として求めていたもの。近年、「立ち消え安全装置」の閉止弁により、代替できる製品が市販されているため、所要の改正を行う。

（４）液石法運用解釈の名称修正

現行では、液石法運用解釈の名称と、同通達の別紙の名称と齟齬があるので、所要の改正を行う。

（５）JIS規格の名称修正

現行では「日本工業規格」となっているが、現在正しくは「日本産業規格」であるので、所要の改正を行う。

＜改訂後の２文書全体版（改訂箇所反映版）掲載場所＞

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_260401_zenbun1.pdf

・液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/ekiseki/contents/ekiseki_260401_zenbun2.pdf

（問合せ先）
経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ
製品安全課　　担当者　：日野
ＴＥＬ　：03-3501-4707（直通）
メール　：bzl-psd-gas@meti.go.jp

経 済 産 業 省

２０２６０３２６保局第２号

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和８年４月１日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官　湯本　啓市

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用についての一部を改正する規程

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について（２０２００６２３保局第２号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について　別紙

改正案	現行
制定　２０２００６２３保局第２号　令和２年　７月　８日 改正　２０２１０７１６保局第３号　令和３年　８月　１日 ２０２１１１０９保局第２号　令和３年１２月　１日 ２０２４１２０９保局第３号　令和７年　２月　６日 ２０２６０３２６保局第２号　令和８年　４月　１日 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について	経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について
本運用は、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和４３年通商産業省令第２３号）別表第３（第１１条、第１３条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。	液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成２８年経済産業省令第４号）により、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和４３年通商産業省令第２３号。以下「省令」という。）別表第３（第１１条、第１３条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいて液化石油ガス器具等が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第３（第１１条、第１３条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。
液化石油ガス器具等が、２以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能に係る技術的内容を適用しなければならない。	［新規］

別表第３（第１１条、第１３条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	１～７　［略］ ８　液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。 （１）［略］ （２）液化石油ガスの通路が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。 （３）～（５）［略］ ９～３２　［略］
携帯液化石油ガス用バーナー	１～５　［略］ ６　１つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにあっては、点火した後に手を離した時、液化石油ガスの通路が開いた状態を維持しないこと。 ７～１３　［略］ １４　液化石油ガスの通路は１．３メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。 １５～２６　［略］

別表第３（第１１条、第１３条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

液化石油ガス器具等の区分	技術的内容
カートリッジガスこんろ	１～７　［略］ ８　液化石油ガスを充填した容器が組み込まれる構造のこんろ（以下「組込型こんろ」という。）にあっては、次に掲げる基準に適合する構造を有すること。 （１）［略］ （２）器具栓が閉じた状態でなければ容器と燃焼器とを接合することができないこと。 （３）～（５）［略］ ９～３２　［略］
携帯液化石油ガス用バーナー	１～５　［略］ ６　１つの動作によって器具栓の開及び点火が行われるものにあっては、点火した後に手を離した時、液化石油ガス通路が開いた状態を維持しないこと。 ７～１３　［略］ １４　液化石油ガス通路は１．３メガパスカルの圧力において液化石油ガス漏れ又は使用上支障のある変形がないこと。 １５～２６　［略］

経 済 産 業 省

２０２６０３２６保局第２号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和８年４月１日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官　湯本　啓市

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（２０１９０３０８保局第５号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について　別紙

改正案	現行
経済産業省 ２０１９０３０８保局第５号 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を次のように定める。 平成３１年３月１５日 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」を別紙のとおり制定する。 附 則 （平成３１年３月１５日２０１９０３０８保局第５号） １．この規程は、平成３１年５月１日から施行する。 ２．この規程による制定後の別添４液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第１６条（販売方法の基準）関係１．（１）によって明示すべき事項については、平成３１年１０月３１日までの間は、なお従前の例によることができる。 ３．なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正	経済産業省 ２０１９０３０８保局第５号 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」を次のように定める。 平成３１年３月１５日 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について」を別紙のとおり制定する。 附 則 （平成３１年３月１５日２０１９０３０８保局第５号） １．この規程は、平成３１年５月１日から施行する。 ２．この規程による制定後の別添４液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第１６条（販売方法の基準）関係１．（１）によって明示すべき事項については、平成３１年１０月３１日までの間は、なお従前の例によることができる。 ３．なお、この規程の制定に伴い、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正

に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」（平成２６年１０月２２日付２０１４０９０１商局第３号）は平成３１年４月３０日もって廃止する。	に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について」（平成２６年１０月２２日付２０１４０９０１商局第３号）は平成３１年４月３０日もって廃止する。
附 則 （令和２年４月１０日２０２００４０８保局第２号） この規程は、公布の日から施行する。	附 則 （令和２年４月１０日２０２００４０８保局第２号） この規程は、公布の日から施行する。
附 則 （令和４年７月１５日２０２２０５２５保局第１号） （施行期日） 第一条 この規程は、令和４年７月１５日から施行する。 （経過措置） 第二条 この通達の施行の日から起算して６月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について２．技術的能力について（４）⑤中（ｉ）から（vi）までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時対応講習と同等と認めた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認めた講習の受講修了証をもって、（iv）の講習受講修了証とする。	附 則 （令和４年７月１５日２０２２０５２５保局第１号） （施行期日） 第一条 この規程は、令和４年７月１５日から施行する。 （経過措置） 第二条 この通達の施行の日から起算して６月を経過するまでの間は、保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について２．技術的能力について（４）⑤中（ｉ）から（vi）までに規定される講習に関わらず、産業保安グループガス安全室が質量販売緊急時対応講習と同等と認めた講習を受講した場合は、質量販売緊急時講習を受講したものとみなす。この場合、当該同等と認めた講習の受講修了証をもって、（iv）の講習受講修了証とする。
附 則 （令和５年３月３１日２０２３０３２４保局第１号） （施行期日） 第一条 この規程は、令和５年４月１日から施行する。	附 則 （令和５年３月３１日２０２３０３２４保局第１号） （施行期日） 第一条 この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附 則 （令和５年１２月１５日２０２３１２１２保局第２号） （施行期日） 第一条 この規程は、令和５年１２月１５日から施行する。	附 則 （令和５年１２月１５日２０２３１２１２保局第２号） （施行期日） 第一条 この規程は、令和５年１２月１５日から施行する。
附 則（令和６年１２月１７日２０２４１２０９保局第３号）	附 則（令和６年１２月１７日２０２４１２０９保局第３号）

（施行期日） 第一条　この規程は、令和７年２月６日から施行する。 附 則　（令和８年４月１日２０２６０３２６保局第２号） この規程は、令和８年４月１日から施行する。	（施行期日） 第一条　この規程は、令和７年２月６日から施行する。
別添２　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について 第３条（液化石油ガス器具等）及び第４条（特定液化石油ガス器具等）関係 １．別表第１第２号イ及び別表第２第１号中、「液化石油ガスを充てんした容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」とは、ごとくを用いて調理するものの他、ごとくを用いず調理するもの（網焼き器、鉄板焼き器、たこ焼き器、おでん鍋、炊飯器、オーブン等）も含む。 別表第１第２号イ及び別表第２第１号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。 ①・②［略］ ③内容積が５リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本産業規格Ｂ８２４５（２００４）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの 「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が５リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外のものであり、かつ、当該容器に日本産業規格Ｂ８２４５（２００４）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。	別添２　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について 第３条（液化石油ガス器具等）及び第４条（特定液化石油ガス器具等）関係 １． 別表第１第２号イ及び別表第２第１号中、「容器が部品又は附属品として取り付けられる構造のもの」のうち、「容器が部品として取り付けられる構造のもの」とは、次の構造のものをいう。 ①・②［略］ ③内容積が５リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外の管によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外の方法であり、かつ、当該容器に日本工業規格Ｂ８２４５（２００４）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用しないもの 「容器が附属品として取り付けられる構造のもの」とは、内容積が５リットル以下の容器と燃焼器を硬質管以外によって接続する構造のもので、当該燃焼器と硬質管以外の管の接続方法がホースエンドによる差し込み式以外のものであり、かつ、当該容器に日本工業規格Ｂ８２４５（２００４）液化石油ガス容器用弁に定める規格の適用を受ける弁を使用するものをいう。

2．～7．［略］	2．～7．［略］

別添５　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用及び解釈について 第３条（液化石油ガス器具等の区分）関係 ２以上の液化石油ガス器具等の機能を兼ねる液化石油ガス器具等の運用及び解釈について ２以上の液化石油ガス器具等の機能を兼ねる液化石油ガス器具等（以下「複合品」という。）にあっては、次のように取り扱う。 イ　いわゆるアタッチメント方式であるときに係る事業の届出その他の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく手続きは、１の液化石油ガス器具等の区分に係る当該手続きをもって足りる。ただし、２以上の液化石油ガス器具等の機構が構造上独立しているときは、それぞれの液化石油ガス器具等の区分ごとに手続きを要することとする。 ロ　イにいう「１の液化石油ガス器具等の区分」は、主たる用途であること又は液化石油ガス消費量が最大であることによることとし、これが困難であるときは、別表第１で定める順序が前である液化石油ガス器具等の区分とする。ただし、特定液化石油ガス器具等と特定液化石油ガス器具等以外の液化石油ガス器具等との複合品においては、当該特定液化石油ガス器具等の液化石油ガス器具等の区分とする。 第11条（技術上の基準）関係 ２以上の機能を有する液化石油ガス器具等に係る技術上の基準の運用について 液化石油ガス器具等が、２以上の機能を有する場合にあっては、それぞれの機能について、別表第３に掲げる技術上の基準に適合するようにしなければならない。	［新規］